

仕様書

1. 件名

女性首長によるびじょんネットワーク企画運営等業務委託

2. 事業の実施目的

女性の活躍推進に向けて、全国の女性首長が一堂に会して「女性首長によるびじょんネットワーク（以下「びじょんネット」という。）」を開催し、駐日女性大使及び経済界の最前線で活躍する全国の女性経営者とともに、女性の視点を取り入れた組織運営や地域活性化策などに関して意見・情報交換を行う。併せて、女性首長の自治体の魅力を広くPRするための物産フェアを開催する。

本ネットワークを通じて、女性の活躍推進についての共通認識を形成し、社会のあらゆる分野における女性の活躍推進の気運をより一層盛り上げることで、誰もが輝く社会の実現を目指していく。

3. 契約期間

契約確定日の翌日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する場所

5. 委託内容

以下に定めるもののほか、別紙1「委託内容詳細」のとおりとする。

6. 実行委員会との情報共有等

(1) 実行委員会との連絡窓口の設定

受託者は、本業務委託の期間中、常に実行委員会と円滑な連絡が取れるよう、十分な体制を確保すること。

(2) 連絡会の開催

実行委員会と受託者は、週1回程度、イベントの準備状況等の情報共有のため、連絡会を開催するものとする。

ただし、実行委員会が開催の必要がないと判断した場合は、開催しないことができるものとする。

連絡会の開催場所は、原則として実行委員会又は受託者の会議室若しくはオンラインとし、連絡会の次第及び会議資料は、受託者が作成すること。

また、連絡会を開催したときは、受託者は開催後2営業日以内に議事録を作成し、実行委員会に提出すること。

なお、週1回程度の連絡会のほか、実行委員会が連絡会の開催を求めた場合には、受託者は直ちにこれに応じること。

(3) 外部に発信する情報の取扱い

広報その他の外部に発信する情報について、受託者は事前に実行委員会に協議する

こととし、誤った情報や不適切な表現等の発信の防止を徹底すること。

(4) 調査等への協力

実行委員会が、受託者に対し、委託業務の実施状況に関して調査又は報告を求めた場合には、受託者は遅滞なくこれに協力すること。

(5) 委託業務の理解

受託者は、委託業務の実施に当たっては、その従業員、その他関係者に対し、業務の内容を十分に理解させ、委託業務が円滑に進むよう、業務全般を適切に管理・運営すること。

(6) 緊急時の対応

委託業務の実施に当たり、不測の事態が生じた場合には、受託者は直ちに実行委員会に状況を報告するとともに、実行委員会の指示に従って対処すること。

7. 企画提案に係る提案書の取扱い

企画提案方式において提案された「企画書」は、本仕様書の付属書類として契約を構成する文書の一部とし、本委託の対象業務に含むものとする。ただし、当該企画書に記載された個々の提案内容の採用の可否又は項目の追加、変更若しくは削除については、実行委員会と協議して決定すること。

8. 支払方法

履行完了確認後、受託者からの適正な請求に基づき、一括して支払う。

9. 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、本業務の主要な部分を除く部分に限り、あらかじめ書面により実行委員会の承諾を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

10. 環境への配慮

(1) 自動車の使用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(2) プラスチック製品の使用

本イベントの運営に当たっては、別紙2「都庁プラスチック削減方針」を踏まえ、

ワンウェイプラスチックの使用量削減に努めること。

11. その他

(1) 知的財産権等の取扱い

ア 権利の帰属等

受託者が作成した委託業務の成果物に関する所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）については、以下イを除き、作成した時点で受託者から実行委員会に無償で移転し、実行委員会に帰属するものとする。

また、成果物について、受託者（受託者の従業員及び再委託を行った場合の再委託先を含む。）は著作者人格権に基づく権利行使を行わないものとする。

イ 従来権利等の取扱い

委託業務の成果物において、受託者が従来から有していた権利及び第三者が権利を有するものの著作権、意匠権等の知的財産権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

ウ 権利処理の保証

委託業務の実施に当たっては、肖像権、知的財産権等について処理済の素材を使用すること。

受託者は、委託業務の成果物が第三者の肖像権、知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証すること。

また、本委託業務において使用する映像、イラスト、写真、人物その他の資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、あらかじめ実行委員会に協議するとともに、第三者との間で発生する使用等に関する手続、使用料等の負担及び責任は、全て受託者が負うものとする。

エ その他

知的財産権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、定めるものとする。

(2) 経費の負担

委託業務の執行に必要となる経費は、特段の定めがない限り、全て受託者が負担するものとする。

(3) 守秘義務等

受託者は、委託業務の実施に当たり、関係法令を遵守すること。

また、委託業務の履行において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、委託業務の実施に当たり、別紙3「個人情報保護方針」に則ること。

(5) 育児等への配慮

受託者は、本事業を進めるに当たっては、関係者の子育てや障がいへの対応などに十分配慮すること。

(6) 事業引継ぎ

受託者は、委託業務において作成・取得した物（ウェブサイト、ロゴマーク等の電子データを含む。以下同じ。）及び情報のうち、次年度以降の本委託業務の運営に必

要となるもの一切について、次年度の委託業務受託者に引き継ぐこと。この際、必ず引継書を作成すること。実行委員会又は次年度の委託業務受託者が、必要な物及び情報の提供を求めた場合には、本契約の履行完了後であっても、上記と同様とする。

(7) 疑義の取扱い

本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、実行委員会と協議の上、決定し処理するものとする。

12. 担当

女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会事務局

(東京都産業労働局総務部企画調整課内)

電話 03-5388-3608